

働エフ・シー・シー行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間

2 内 容

行動計画策定指針の事項 (1)『ケ』

目標1 平成29年12月までに、現行の半日有給休暇制度について、子供の看護等のために見直しを検討する。

<対策>

- ・平成27年 5月 従業員の具体的なニーズの調査、制度の詳細に関する検討開始
- ・平成28年12月 取得条件の見直し、提案
- ・平成29年12月 社内報、社内DBを活用した周知・啓蒙の実施

行動計画策定指針の事項 (1)『シ』

目標2 育児・介護休業法等に基づく諸制度の内容を、わかりやすく従業員に定期的に(年1回)周知する。

<対策>

- ・平成28年 1月 社内報を活用し、育児・介護に関する諸制度の周知
- ・平成29年 1月 社内報を活用し、育児・介護に関する諸制度の周知
- ・平成30年 1月 社内報を活用し、育児・介護に関する諸制度の周知

行動計画策定指針の事項 (2)『ア』

目標3 所定外労働時間を削減するために、労働時間管理委員会にて原因の分析、職場確認等を行い、時間外労働削減を図る

<対策>

- ・平成27年 4月 所定外労働時間の原因の分析を労働時間管理委員会にて開始
施策の検討、実施
- ・平成28年 6月 管理監督者への教育

行動計画策定指針の事項 2『(5)』

目標4 インターンシップ等、就業体験機会の提供を行い、若年層の採用に繋げる

<対策>

上記計画期間中、高校生等の若年者に、職場の雰囲気や就業体験の機会を提供する